

広島県告示第百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十一年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成十九年広島県告示第三百三十七号	
所在地		広島県広島市安佐南区相田三丁目及び同区相田四丁目地内	
土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
区域の名称	土砂災害の自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の自然現象の種類
安川支川（三二三）地区	土石流	安川支川（三二三）地区	土石流
区 安川支川（三一六a）地	土石流	区 安川支川（三一六a）地	土石流
安川支川（三一六b）地	土石流	安川支川（三一六b）地	土石流
区 安川支川（三一六b）地	土石流	区 安川支川（三一六b）地	土石流
東尾越川（三一七）地区	土石流	東尾越川（三一七）地区	土石流
尾越川（三二九a）地区	土石流	尾越川（三二九a）地区	土石流
尾越川（三二九b）地区	土石流	尾越川（三二九b）地区	土石流
安川支川（九七六）地区	土石流	安川支川（九七六）地区	土石流
安川支川（三二五）地区	土石流	安川支川（三二五）地区	土石流
区 安川支川（三一四a）地	土石流	区 安川支川（三一四a）地	土石流